



令和8年9月
千代田区

令和8年度

千代田区生涯学習指導員(会計年度任用職員) 採用選考案内

会計年度任用職員とは、一会計年度(4月1日から3月 31 日まで)を超えない範囲内で任用される一般職の非常勤職員です。

会計年度任用職員として任用されると、地方公務員法に規定される服務に関する規定(服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等)が適用されます。

1 選考対象者及び募集内容

職名	生涯学習指導員
職務内容	(1) 生涯学習の振興に関すること。 (2) 生涯学習に必要な事項の指導及び助言に関すること。 (3) 知的障害者を対象とした教育・スポーツ・文化等の学習支援活動に関すること。 (4) その他地域振興部長が、生涯学習の振興のために必要であると認めること。 具体的な業務として、日曜青年教室(※)の企画・運営、その他生涯学習活動の全般について指導や助言にかかわる事務及び事業の運営補助等(パソコン(Word・Excel 等)を活用する業務あり)を行っていただきます。 ※日曜青年教室：知的障害がある方の学びやふれあいの場として開講し、原則として月2回、日曜日に実施。 日曜青年教室の詳細は区ホームページをご覧ください。 https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/bunka/shogai/nichiyo/index.html
必要な要件等	次の各号に掲げるいずれかの要件を満たす者(採用日までに要件を満たす見込みの者を含む) (1) 社会教育主事講習の修了証書を有していること。 (2) 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第9条の4第1号ロに規定する文部科学大臣の指定する職に従事した期間又は同号ハに規定する文部科学大臣が指定する業務に従事した期間が3年以上あること。 (3) 教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)第4条第2項に規定する普通免許状を有し、かつ、社会教育法第9条の4第2号に規定する文部科学大臣の指定する教育に関する職に従事した期間が5年以上あること。

任用期間	採用日(令和8年11月1日以降)～令和9年3月31日 ただし、令和9年度以降に同一の職務内容の職が設置された場合は、勤務成績等により、公募によらず再度任用する場合があります。
条件付採用期間	原則1か月 (※1) 1か月の実勤務日数が15日に満たない場合は、15日に達するまでは条件付採用期間が引き続きます。 (※2) 任用の都度、条件付採用期間があります。
採用予定数	1名

注意事項

- ※ 日本国籍を有する方のみ受験できます。
- ※ 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。
- ※ 任期が重複する千代田区会計年度任用職員の職の選考に既に申し込んでいる方又は申し込む予定のある方は受験できません。

2 勤務条件

給 与	【報酬額】 報酬月額 254,719 円（令和8年4月1日現在） ・この報酬額には、常勤職員に支給される地域手当相当分を含んでいます。 ・採用前に、給与改定等があった場合には、その定めるところによります。また、任期途中に給与改定等があった場合には、条例の定めにより、常勤職員に準じて増額又は減額される場合があります。 【費用弁償】 ・このほか条例等の定めるところにより、費用弁償(通勤手当相当、上限55,000 円/月)が支給されます。
勤務場所	地域振興部生涯学習・スポーツ課(千代田区九段南1-2-1 千代田区役所6階)ほか、事業運営に際し各区立施設その他 ※組織改正等により変更がある場合があります。 ※就業場所は、原則敷地内禁煙です。
勤務日数	月 16 日
勤務時間	勤務時間:8:30～17:15(休憩時間 60 分を除く。) 1日当たり勤務時間数:7時間45分勤務 勤務時間は上記時間を基本としますが、事業内容により午前6時から午後10時30分までの間の7時間45分(休憩時間60分を除く)勤務となることがあります。 ※平日勤務を基本とし、月2回程度の日曜勤務のほか、事業の運営補助に

	あたり土曜または祝日の勤務・出張が入ることがあります。 ※日曜青年教室の運営にあたっては月2回の日曜日勤務のほか、校外活動(日帰り)・宿泊学習会(2泊3日)及び宿泊学習の实地踏査(1泊)を伴うことがあります。
休暇等	任期と任用年数に応じた日数の年次有給休暇が付与されます。 このほか、慶弔休暇等があります。
週休日・休日	原則として、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、年末年始 等
保 険	東京都職員共済組合(健康保険)・厚生年金保険・雇用保険・労災保険加入

3 申込み手続き

(1) 申込方法

所定の申込書に必要事項を記入の上、必要書類(履歴書、作文(課題式記述「あなたが考える生涯学習の振興について」/A4判サイズで400字程度/パソコン等による作成可)、資格証等の写し)と併せて下記のとおり郵送又は千代田区役所6階生涯学習・スポーツ課の窓口提出してください。

(2) 申込期間

方法	期間	注意事項
郵送	令和8年9月14日(月)から 採用予定数に達するまで	A4判が入る大きさ(角形2号)の封筒に入れ、表に赤字で「生涯学習指導員採用選考申込」と明記し、 <u>簡易書留で送ってください。</u> 簡易書留によらない郵送での事故については、責任を負いません。
窓口	令和8年9月14日(月)から 採用予定数に達するまで	受付時間は、8:30～17:00です。 ※土・日曜日、祝日は受け付けていません。

(3) 郵送先、提出先及び問合せ先

〒102-8688

東京都千代田区九段南1-2-1

千代田区役所 地域振興部生涯学習・スポーツ課(区役所6階)

電話 03-5211-3632(直通)

※ 応募書類については、選考結果を問わず返却しません。

4 選考の方法及び選考日

選考方法	書類審査（履歴書、作文）および面接 （書類審査用作文：課題式記述「あなたが考える生涯学習の振興について」 A4 判サイズ 400字程度。パソコン等による作成可。）
選考案内通知	申込者と面接日の日時等調整の上、選考案内通知を郵送いたします。 <u>選考案内通知は、選考日当日必ずお持ちください。</u>
面接日	随時（平日 8：30～17：00）
面接会場	千代田区役所本庁舎（千代田区九段南 1－2－1） 会議室（会場変更の可能性あり）
合格発表	面接日以降（又は、面接日から2週間後までに）、合否にかかわらず受験者 全員に郵送でお知らせします。

5 個人情報の取扱いについて

本採用選考の実施に当たり、申込書等により収集した個人情報については、本採用選考業務にのみ使用します。

（参考）地方公務員法第16条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。
一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
四 日本国憲法施行の日〔昭和二年五月三日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注）民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。